

# 第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

## ■基本的な考え方

※赤字：資料上で赤字だった箇所をそのまま赤字で掲載しております

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える ことになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

## ■見直しのポイント(案)

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など 既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保していく 必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 【計画書記載の充実を検討する事項】

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</li><li>○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化、令和5年の法改正により医療法に創設された「かかりつけ医機能報告等」も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要である(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によって医療法に創設)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性</li><li>○居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性</li><li>○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li><li>○地域密着型サービスについて、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性等を踏まえ、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重要</li></ul> |
|--|--|

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
  - 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

【計画書記載の充実を検討する事項】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性</li> <li>○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進</li> <li>○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組</li> <li>○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</li> <li>○重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進</li> <li>○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進</li> <li>○高齢者虐待防止対策の推進 ※新規</li> <li>○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</li> <li>○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備</li> <li>○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供</li> <li>○保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実</li> <li>○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進</li> </ul>
--	---

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

【計画書記載の充実を検討する事項】

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保</li> <li>○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進</li> <li>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</li> <li>○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用</li> <li>○文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)</li> <li>○財務状況等の見える化</li> <li>○介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進</li> </ul>
--	--

# ■第9期介護保険事業計画 基本指針の構成案

## 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念
  - 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
  - 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
  - 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
  - 4 日常生活を支援する体制の整備
  - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 2025年及び2040年を見据えた目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
  - 1 普及啓発・本人発信支援
  - 2 予防
  - 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
  - 5 研究開発・産業促進・国際展開
- 八 **高齢者虐待防止対策の推進 新規**
  - 1 広報・普及啓発
  - 2 ネットワーク構築
  - 3 行政機関連携
  - 4 相談・支援
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について追記

## 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
  - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
  - 2 要介護者等地域の実態の把握
  - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

計画の策定にあたり、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要である旨を記載

- 4 2025年度及び2040年度の**中期的な推計及び第9期の目標**
  - (一) 2025年度及び2040年度の**中期的な推計**
  - (二) **第9期の目標**
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他
  - (一) 計画期間と作成の時期
  - (二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

地域包括ケアシステムの構築状況を自己点検する重要性について追記

## 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
  - (一) 総合事業の量の見込み
  - (二) 包括的支援事業の事業量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

住民も含めた、多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。

## 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 **療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項（項目削除）**
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援について追記

参照：2023年2月27日厚生労働省 社会保障審議会介護保険部会（第106回）「資料1-2 基本指針の構成について」令和5年3月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 介護保険計画課より令和5年7月10日 第107回社会保障審議会介護保険部会の資料についてより

### ※高齢者虐待防止対策の推進について

- 1 広報・普及啓発
  - 2 ネットワーク構築
  - 3 行政機関連携
  - 4 相談・支援
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。
  - 「養護者」に該当しないものからの虐待防止のための方策を講じることについて記載。
  - 虐待防止対策についてPDCAサイクルを活用して取り組むことの重要性を追記。

■介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進（新設）  
介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。

■介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等（新設）  
経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。